



岸 環 保 第 4 3 6 号
平 成 2 7 年 2 月 2 0 日

岸和田市環境審議会
会長 吉田 登 様

岸和田市長 信貴 芳則



岸和田市環境保全条例に基づく環境計画の策定について（諮問）

岸和田市環境保全条例（平成15年条例第16号）に基づく環境計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

〔諮問理由〕

岸和田市環境保全条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、「市は、環境の保全等に取り組むため環境計画を策定」し、「環境施策を総合的かつ計画的に推進する」こととされています。

平成10年3月に環境計画を策定した後、貴審議会の意見を得ながら、平成20年3月に計画の重点的取組について見直しを行いました。

その後、平成23年3月に「岸和田市まちづくりビジョン（第4次岸和田市総合計画）」及び府の「大阪21世紀の新環境総合計画」、平成24年4月に国の「第4次環境基本計画」が策定され、途上国、新興国の人口増や開発に伴う消費増大による環境への影響が地球規模の課題となる中、社会経済活動においても資源保護や環境保全を念頭に置いた取組が強く求められるようになっていきます。

以上のことを踏まえ、市の環境特性、社会経済状況、関連計画の動向に即した環境計画に改める必要があると考えています。

条例第7条の規定により、「市は、環境施策の策定に当たっては、市民等の意見を反映するよう努める」こととされています。

専門的知見と多様な立場の意見が反映された公正な計画となるよう、計画の目標や施策の展開について、貴審議会の意見を求めます。